

## 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業業務規程

25 食流機構第 295 号

平成 25 年 4 月 23 日

### 第 1 目的

- 1 この業務規程は、公益財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）が実施する地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業（以下「本事業」という。）に関する基本的事項を定め、もって本事業に係る業務の適切な運営に資することを目的とする。
- 2 機構は、この業務規程に定めるもののほか、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5383 号農林水産事務次官依命通知）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金交付要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5394 号農林水産事務次官依命通知）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5395 号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところに従って、助成金の交付その他の業務を実施するものとする。

### 第 2 勘定の設定

- 1 機構は、本事業を実施するため、「地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業勘定」（以下「事業勘定」という。）を設ける。
- 2 事業勘定は、第 3 の 1 の規定に基づいて行う施設の整備の助成に要する経費（以下「事業費」という。）及び基金の造成及び管理、助成金の交付、会計処理等本事業の実施に係る機構の事務に要する経費（以下「管理事務費」という。）で構成される。
- 3 機構は、事業費及び管理事務費の経理を区分して整理するものとし、それぞれの経費の相互間において流用はしてはならない。
- 4 事業勘定は、金融機関による決済用預金により安全かつ確実に管理する。

### 第 3 本事業の内容

#### 1 事業内容

農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「固定価格買取法」という。）に基づく再生可能エネルギー電気の売電による収入に限る。以下同じ。）を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の実施に必要な施設整備（木質バイオマス発電施設

を除く。)に要する費用について助成し、第9の規定によりその収益を納付させるものとする。

## 2 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成25年度までとする。

なお、発電に用いる再生可能エネルギー源の種類特有の事情により、平成26年3月31日を超えて実施する必要がある場合は、別記様式第1号の事業実施計画の承認及び助成金交付申請書の事業実施計画書(別添1)の「(5)事業実施のスケジュール」欄に、そのスケジュール及び理由を明記するものとする。

## 3 事業実施主体

(1) 1に規定する事業を実施する者(以下「事業実施主体」という。)は、農林漁業者及び農林漁業者が組織する団体並びに民間事業者、企業組合、事業協同組合その他農林水産省食料産業局長(以下「食料産業局長」という。)が特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)であつて、農林漁業者等が発電事業を行う事業体の資本金の過半を出資している等、農林漁業者等が事業体の意思決定を実質的に支配する体制が構築されている者とする。

(2) 実施要領第2の2の(3)の②に定めるとおり、特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- ① 主たる事務所の定めがあること。
- ② 代表者の定めがあること。
- ③ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
- ④ 各事業年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

### (3) 採択基準

事業実施主体の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、本事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- ② 事業実施主体の財政的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- ③ 事業実施計画に係る関係法令の許認可等を得ることが確実と見込まれること。
- ④ 関係する地方公共団体、事業者、団体等との必要な調整・連携が図られていること。
- ⑤ 第8による費用対効果分析の結果、事業実施計画に係る投資効率が1を超えていること。
- ⑥ 地域に賦存する資源を効率的に利用する取組等により、地域の農林漁業の発展及び農山漁村の活性化に好影響を及ぼすことが期待されること。

⑦ 事業実施計画が地域の優良農地の確保や良好な自然環境の形成に悪影響を及ぼすものでないこと。

#### 4 助成率

1 の規定に基づく助成に係る助成率は、定額とする。

#### 5 助成対象範囲

1 の規定に基づく助成対象となる施設整備に要する費用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 測量費及び試験費

実施設計、測量試験等に必要な経費

##### (2) 工事費

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費

##### (3) 設備費

機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む。）、据付け、輸送並びに保管に必要な経費

##### (4) その他

その他設置工事のために直接必要な経費（工事雑費、工事費負担金等）

#### 6 本事業における利益等の排除等

(1) 本事業において、助成対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。）から機器等を調達する場合（他の会社を経由するいわゆる下請けの場合を含む。）は、以下により利益等相当分の排除を行うものとする。

##### ① 事業実施主体の自社調達の場合

機器等の製造原価をもって助成対象経費とする。

##### ② 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって助成対象額とする。

##### ③ 事業実施主体の関係会社（上記②の会社を除く。）からの調達の場合

取引価格が「製造原価」と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって助成対象経費とする。「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

(2) 事業実施主体が実施中又は既に終了している施設整備等を本事業の助成対象とすることは認められないものとする。

- (3) 助成対象事業費は、本事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模については事業目的に合致するものでなければならない。

#### 7 成果目標等

事業実施主体は本事業の実施に当たって成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）を次に掲げるとおり、設定するものとする。

##### (1) 成果目標の内容

本事業で行う再生可能エネルギー発電事業において得られる収入のうち地域の農林漁業の発展に貢献する取組に充当する金額とする。

##### (2) 達成すべき成果目標の基準

本事業で行う再生可能エネルギー発電事業において得られる収入のうち5%以上を地域の農林漁業の発展に貢献する取組に充当しつつ、将来においても再生可能エネルギー発電事業を継続できることを前提として設定するものとする。

##### (3) 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

#### 第4 実施者選定委員会の設置

- 1 機構は、本事業の円滑かつ適正な運営を図るため、本事業の事業内容を踏まえ、再生可能エネルギーを活用した地域活性化に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる専門家の参加を得て、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、開催するものとする。
- 2 このほか、委員会の運営に関し必要な事項は、機構が別に定めるものとする。

#### 第5 事業実施候補者の選定手続

- 1 機構は、公募により、事業実施主体を決定するものとする。
- 2 機構は、公募に当たり、あらかじめ食料産業局長に協議の上、公募要領及び審査基準を制定するものとする。
- 3 機構は、1の決定をする場合には、委員会による選定審査を実施し事業実施候補者を選定する。

#### 第6 事業実施手続等

- 1 事業実施計画の承認及び助成金の交付決定
  - (1) 第5により決定した事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画の

承認及び助成金交付申請書を機構に提出し、機構から別記様式第2号により、事業実施計画の承認及び助成金の交付決定を受けるものとする。

- (2) 事業実施主体は、(1)の助成金交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。
- (3) 機構は(1)の事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ食料産業局長と協議しなければならない。
- (4) 機構は(1)の助成金の交付決定を行った場合には、その旨を食料産業局長に報告するものとする。

## 2 事業実施計画等の変更、中止又は廃止

- (1) 事業実施計画及び助成金の交付決定の変更(事業実施計画の変更については重要なものに限る。)、中止又は廃止については、1に準じて行うものとする。
- (2) 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 施設の新設又は廃止

イ 施設の施行箇所の変更

ウ 本事業の内容の基本的な部分に影響を及ぼす手法又は設備の変更(能力に関する変更を含む。)

## 3 本事業の着手

- (1) 本事業の着手(機械・器具等の発注を含む。)は、原則として、助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて本事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ、機構の適正な指導を受けるとともに、事業実施主体は、別記様式第3号により、その理由を明記した交付決定前着手届を機構に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、助成金の交付が確実である旨の機構からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合において、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体の責任とする。

(3) 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、助成金交付申請書に、着手した年月日を記載するものとする。

#### 4 入札

(1) 事業実施主体は、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を入札結果報告（別記様式第4号）により、機構に報告するものとする。

#### 5 助成金の概算払請求

助成金の概算払請求は、別記様式第5号によって行うものとする。

#### 6 事業遅延の届出

事業実施主体は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、本事業が予定の期間内に完了しない理由又は本事業の遂行が困難となった理由及び本事業の遂行状況を記載した書類を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

#### 7 竣工届の提出

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を竣工届（別記様式第6号）により、機構に提出するものとする。

#### 8 実績報告及び精算払等

(1) 事業実施主体は、助成金の交付決定のあった日の属する四半期から、本事業の完了する日の属する四半期の直前の四半期まで、各四半期の末日現在において、別記様式第7号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の翌月の20日までに機構に提出するものとする。ただし、概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

(2) 機構は、(1)の遂行状況報告について、提出のあった日から起算して10日を経過した日までに食料産業局長に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、本事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日の翌日から起算して30日以内に、別記様式第8号により実績報告（兼精算払請求）書を作成の上、機構に提出するものとする。

(4) 1の(2)のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、(3)の実績報告（兼精算払請求）書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

(5) 1の(2)のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、(3)の実績報告（兼精算払請求）書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により

当該助成金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（（４）の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号により速やかに機構に報告するものとする。

その場合、第 10 に準じて助成金の返還を行うものとする。

(6) 機構は、(3) の実績報告（兼精算払請求）書について、報告があった日の翌日から起算して 30 日以内に食料産業局長に提出するものとする。

(7) 機構は、(3) の実績報告（兼精算払請求）書の提出があった場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る本事業の成果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められるときは、事業実施主体に対し、額の確定及び精算払いを行うものとする。

## 第 7 本事業の評価等

1 事業実施主体は、成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、当該事業実施主体が固定価格買取法に基づく再生可能エネルギー電気の売電を開始した年度の翌年度以降、売電が終了した年度の翌年度まで、毎年度、別記様式第 10 号により本事業の評価を行い、報告に係る年度の翌年度の 6 月 15 日までに機構に提出するものとする。

2 機構は、1 の評価を取りまとめるとともに、報告があった年度の 6 月末までに食料産業局長に提出するものとする。

## 第 8 本事業の費用対効果分析

### 1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、別紙様式第 11 号により整備する施設等について費用対効果分析を行うものとし、第 6 の 1 の (1) の事業実施計画と併せて提出するものとする。

### 2 投資効率の算定方法

(1) 投資効率の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

イ 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、年間の総発電電力量に調達価格（固

定価格買取法第3条第1項に規定する調達価格をいう。)を乗じて算定された年間総収入とする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金、直接費(総合耐用年数分)及び管理部門費(総合耐用年数分)の総額とする。

## 第9 収益納付

1 事業実施主体は、本事業の実施により収益が生じることに伴い、原則として交付された助成金に相当する金額について、機構に対し納付をするものとする。

2 1の規定に基づき、事業実施主体が毎年度納付すべき額は、次式により算定される額とする。

ただし、毎年度の売電収入を上限とする。

$$\text{納付額} = \text{助成金相当額} \div \text{発電設備の法定耐用年数}$$

(注1) 小水力発電は20年で除するものとする。

(注2) 発電設備の法定耐用年数以下の年数で除することができるものとする。

(注3) 納付額と第3の7の(1)の成果目標の金額を足した額が、年間売電収入を超える場合は、納付額への充当を優先させるものとする。

3 事業実施主体は、毎年度、4月末日までに機構に2の額を納付するとともに、別記様式第12号により、納付後速やかに機構に報告するものとする。

4 機構は、事業実施主体からの納付額を基金に繰り入れるものとする。

5 納付額の累計が助成金相当額に達した時点で納付は終了するものとする。

6 事業実施主体は、自然災害その他発電事業者の責に帰せない事由により年間総収入が減少したと考えられる場合は、別記様式第13号により、その状況を機構に報告し、その指示を受けなければならない。

7 機構は、6の報告があったときは、意見を添えて食料産業局長に協議し、事業実施主体に指示をするものとする。

## 第10 助成金の返還等

1 機構は、第3の2に規定する事業実施期間内において事業実施主体による本事業の

遂行が困難であると認めた場合にあっては、計画の見直し又は中止を命じることができる。

2 機構は、第6の2の事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6の1の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本規定又は法令若しくは本規定に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、助成金を他の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、本事業に関して、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(4) 事業実施主体が、本事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をした場合

(5) 1の結果、事業実施主体の故意、重大な過失又は未必の故意により、事業効果が発現されないと機構が認める場合

(6) 交付決定後に生じた事情の変化等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

3 2の規定は、本事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 機構は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関する助成金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

5 機構は、事業実施主体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

6 機構は、4又は5の助成金の返還命令を行うときは、別記様式第14号により行うものとする。

7 事業実施主体は、6の返還命令を受け、助成金を返還した後に、別紙様式第15号により、機構に報告するものとする。

8 事業実施主体は、4の規定に基づき、返還を命じられた場合(2の(6)に掲げる場合を除く。)又は5の規定に基づき返還を命じられた場合は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、**年利10.95パーセント**の割合で計算した加算金の納付をしなければならない。

9 事業実施主体は、4又は5の返還及び前項の納付については、当該命令のなされた日から**20日以内**とし、期限内に納付できない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて**年利10.95パーセント**の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

## 第 11 財産の管理等

- 1 事業実施主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業実施主体は、取得財産等のうち、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（第 9 の規定に基づく納付額の累計が助成金相当額に達した場合を除く。以下「処分制限期間」という。）において、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。
- 3 機構は、事業実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができる。
- 4 事業実施主体は、取得財産等の移転、更新、利用規模・利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該取得財産等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、本事業で取得し、効用の増加した財産の増築（模様替え、移転、更新等）届（別記様式 16 号）により、機構に提出するものとする。

## 第 12 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、本事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は、当該事業が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には処分制限期間を経過するまでの間、別記様式第 17 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 2 機構は、本事業が適切に行われるために必要と認める場合には、事業実施主体に対し、報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができるものとする。

## 第 13 機構が行う必要な措置

機構は事業の適正な実施を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

### 1 事業実施計画の承認等に当たっての留意事項

#### (1) 事業実施計画承認申請及び助成金交付決定時

次のア及びイにより、事業実施主体の経営状況、事業実施の確実性等について確認する。

ア 事業実施主体の経営状況

直近3カ年の経営状況について、決算報告書等により確認する。

イ 事業実施の確実性等

助成金以外の事業資金が必要な場合は、当該資金が確実に調達できることについて、預金残高証明書、融資決定の見込みに関する書類等により確認する。

(2) 助成金交付申請時（交付決定前着工届提出時）

実施設計書等（設計書面、仕様書、工事明細書等）により事業費を確認する。

(3) 助成金概算払請求時及び事業遂行状況報告時

次のアにより、工事等の進捗状況を把握・確認する。なお、既に支払が行われている場合には、次のイ及びウにより確認する。

ア 工事等進捗状況の確認

入札に関する書類、請負契約書等による確認のほか、現地での確認等により、工事の現場監督者等から事業の出来高を確認し、事業の進捗状況が当該出来高を踏まえたものとなっているかを確認する。

イ 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認する。

ウ 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。

(4) 事業実績報告時及び事業完了検査時

次のアにより、本事業が完了していることを確認する。また、既に支払が行われている場合には、アに加えてイ及びウにより事業費が適正に支出・受領されていることも確認する。

ア 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡し書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認する。

イ 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認する。

ウ 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。

3 報告、指導等

(1) 機構は、事業実施主体に対して、本事業の効果等の検証を目的とした調査等

を求めることができるものとする。

- (2) 機構は、第7の1の規定に基づく事業評価報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し、必要な指導を行うものとする。
- (3) 機構は、(1)及び(2)のほか、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。
- (4) 機構は、本事業の実施に関し必要な場合には、国に助言を求めることができる。

#### 附 則

この業務規程は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成25年4月23日）から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の事業実施計画の承認及び助成金交付（変更、中止又は廃止の承認）申請について

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5383 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の（2）（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注 4）

（中止又は廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注 5）

（注 1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第 4 の 2」とする。

（注 2）関係書類として別添 1 を添付すること。

（注 3）特認団体として申請する事業実施主体は、別添 2 を添付すること。

（注 4）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 5）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(別添 1) 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施計画書

(1) 事業実施主体の概要		
※営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記入すること。		
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L
(2) 事業の実施体制		
<p>※1 責任体制が把握できるように記載すること。</p> <p>2 本事業を実施できる能力、本事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。</p> <p>3 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。</p> <p>4 農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体が発電事業を行う事業体の運営にどのように参画するのか等の体制を明らかにすること。</p>		

(3) 事業の概要
※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。
(4) 事業の実施方法
※事業の実施手順等について記載すること。
(5) 事業実施のスケジュール
※1 事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。 2 発電に用いる再生可能エネルギー源の種類特有の事情により、平成26年3月31日を超えて実施する必要がある場合は、その理由を記載すること。 3 助成金の事業実施計画の承認及び交付決定前に事業に着手した場合は、その年月日を記載すること。
(6) 施設の具体的内容、システムフロー図
※発電システムの特徴、出力等について記載すること。

<p>(7) 施設の工事計画</p>
<p>※工事概要、工事工程等について記載すること。</p>
<p>(8) 施設の運営管理計画</p>
<p>※施設の運営管理者、運営管理体制等を記載すること。</p>
<p>(9) 施設用地の確保状況</p>
<p>※施設用地の所有者との関係、契約状況等を記載すること。</p>
<p>(10) 施設周辺の住民や環境への配慮の状況</p>
<p>※施設周辺の住民への説明会の開催や環境への配慮の状況等について記載すること。</p>
<p>(11) 関係法令の許認可等手続の状況</p>
<p>※土地、施設、水利使用权等の許認可等に係る手続の状況について記載すること。</p>
<p>(12) 電気事業者との協議の状況</p>
<p>※電気事業者との系統接続等に係る協議の状況について記載すること。</p>

(13) 事業計画図

① 位置図

② 計画平面図

(14) 成果目標

※再生可能エネルギー発電事業に係る成果目標について記載すること。

①売電収入見込額

〇〇〇千円／年（〇〇〇kWh／年×〇円）

②地域の農林漁業の発展に貢献する取組に活用する内容及び金額

地域の農林漁業の発展に貢献する取組の内容	金額（千円）
計	

※年ごとに内容が異なる場合は、それぞれごとに記載すること。

(15) その他想定される事業効果（具体的かつ定量的に記載すること。）

※その他新たな雇用創出等の効果を記載すること。

(16) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費	事業費の内訳			備 考
		助成金	自己負担	その他	
1 測量費及び試験費					
2 工事費					
3 設備費					
4 その他					
計					

1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載するとともに、施行方法を記載すること。
2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
3. 備考欄は、別葉とすることができる。

(17) 資金調達方法

※助成金以外の資金調達がある場合は、その方法等について記載すること。

(例)

自己負担分	:	千円	
うち自己資金	:	千円	
うち融資	:	千円	〇〇銀行〇〇支店から借入、返済期間〇年
その他	:	千円	
うち〇〇	:	千円	
うち〇〇	:	千円	

(注) 欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

1. 事業実施主体の業務・活動内容を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等）
2. 事業実施主体が特認団体以外である場合は、定款及び直前事業年度の決算（営業）報告書3年分（又はこれらに準ずるもの）

(別添2)

特 認 団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（月～月）

6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、 資本金、売上高等につい て記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
  - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）  
及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
  - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書  
類（設立総会資料、設立総会議事録等）
  - (3) その他参考資料

別記様式第2号（第6関係）

番 号  
年 月 日

（事業実施主体） 殿

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長           〇〇 〇〇

平成〇年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の事業実施計画の承認及び助成金の交付決定の通知について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇で申請のあった平成〇年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の事業実施計画を承認するとともに、下記のとおり助成金を交付することに決定したので通知する。

記

1. 助成金交付の対象となる事業（以下「本事業」という。）は、平成〇年〇月〇日付けで申請のあった平成〇年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業とし、その内容は申請書の事業実施計画書の記載のとおりとする。
2. 本事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。ただし、本事業の内容が変更された場合における本事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

本事業に要する経費	金	〇〇〇, 〇〇〇円
助成金の額	金	〇〇〇, 〇〇〇円

3. 本事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、申請書の事業経費の配分及び積算内訳欄に記載のとおりとする。

4. 助成金の確定額は、本事業に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する助成金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。
5. 事業実施主体は、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5383 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金交付要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5394 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5395 号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業業務規程（平成 25 年 4 月 23 日付け 25 食流機構第 295 号。以下「業務規程」という。）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業に係る事務及び助成対象事業費の取扱いについて（平成 25 年 4 月 23 日付け 25 食流機構第 295 号）及び補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従わなければならない。
6. 助成金交付の条件は、5 に定めるもののほか次のとおりとする。
- (1) 事業実施主体は、実績報告（実施要綱第 5 の 1 の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を実施要領別記様式第 14 号により速やかに公益財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）に報告するとともに、機構の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- (3) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、取得財産等については、処分制限期間（業務規程第 11 の 2 に規定する処分制限期間をいう。）において、機構の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入を機構に納付をするものとする。

(4) 業務規程 12 の 1 に定める帳簿及び証拠書類又は証拠物は、本事業終了後の年度の翌年度から起算して 5 か年間整理保管しなければならない。

ただし、取得財産等で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第 17 号の財産管理台帳及びその他関係書類を整理保管しなければならない。

(5) 事業実施主体は、本事業の実施により収益が生じることに伴い、実施要領第 8 の規定により、原則として交付された助成金に相当する金額について、機構に対し納付をするものとする。

(6) 事業実施主体は、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

別記様式第3号（第6関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業交付決定前着手届

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5395 号農林水産省食料産業局長通知）第 3 の 7 の（1）の規定に基づき、事業実施計画書に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、助成金の交付決定前に着手したいので、届出をする。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた助成金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

(別添)

着手予定年月日	完了予定年月日	交付決定前に着手する理由

別記様式第4号（第6関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業に関する入札結果報告

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業業務規程（平成25年4月23日付け25食流機構第295号）第6の4の（2）の規定に基づき、その入札結果を下記のとおり報告する。

記

工事等の契約名	
機械施設等名	
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約 〔 一般競争入札としない理由を記載 〕
入札執行年月日	年 月 日
入札立会者の 所属・役職・氏名	

入札予定価格（税抜き）		円
入札参加業者名及び 入札価格（税抜き）		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名		
落札価格（税込）		円
契約年月日	年 月 日	
着工住所		
着工予定年月日	年 月 日	
完了予定年月日		
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知	

- (注) 1 「施行方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲み、一般競争入札でない場合はその理由を記載する。
- 3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投げられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）。
- 5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 6 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 7 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入する。
- 8 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は「年 月 日 第 号交付決定前着工届」と記入する。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

別記様式第5号（第6関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業助成金概算払請求書

平成○年○月○日付け○○第○号で助成金の交付決定の通知のあった地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、下記により金○○○○円を概算払によって交付されたく、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5395 号農林水産省食料産業局長通知）第 3 の 9 の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり請求する。

記

平成○年○月○日現在

区分	本事業に 要する経 費	(A) 助成金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	○月○日迄 予定出来高	金額	○月○日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注) 以下の書類を添付すること。

- ① 出来高を示す証拠書類
- ② 助成金の振込先を記載したもの。

別記様式第6号（第6関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業に関する竣工届

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業業務規程（平成25年4月23日付け25食流機構第295号）第6の7の規定に基づき、工事が完了したので、下記のとおり報告する。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事業費	円
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法	

竣工検査年月日（又は予定日）	
引渡し年月日 （又は予定日）	
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

- （注） 1 「事業費」欄は、総事業費（税込み）とする。
- 2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
- 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。なお、竣工年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

別記様式第7号（第6関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業遂行状況報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5383 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の規定に基づき、その遂行状況（平成○年○月末日現在）を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	本事業の遂行状況（平成○年○月○日現在）				備 考
		平成○年○月○日までに 完了したもの		平成○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	出来高 比率	
	円	円	%	円	%	

（添付資料）

本事業の遂行状況の根拠がわかる資料

別記様式第8号（第6関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実績報告（兼  
精算払請求）書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け  
24 食産第 5383 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の規定に基づき、その実績を報告  
する。

（なお、併せて未受領額○○○円の交付を請求する。）

（要領）

実績報告書として、以下の書類を添付すること。

1. 事業実施計画書（承認された計画書から軽微な変更があった場合）
  - （1）承認された事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付すること。
  - （2）事業実施計画の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、事業実施計画の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は、省略すること。
2. 出来高設計書
3. 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
4. 発電した電気の売電に係る電気事業者との契約書類の写し

別記様式第9号（第6関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の仕入れに係る  
消費税等相当額報告書

平成○年○月○日付け○○第○○○○号で助成金の交付決定の通知があった地域還元  
型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、地域還元型再生可能エネルギーモデ  
ル早期確立事業実施要領（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5395 号農林水産省食料産業  
局長通知）第4の5の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 助成金の額の確定額  
（平成○年○月○日付け○○第○○○○号による額の確定通知額）  
○○○, ○○○, ○○○円
- 2 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
○○○, ○○○, ○○○円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
○○○, ○○○, ○○○円
- 4 助成金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）  
○○○, ○○○, ○○○円

別記様式第 10 号（第 7 関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業評価報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け  
24 食産第 5383 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の規定に基づき、別添のとおり事  
業評価報告書を提出する。

(別添)

1. 収支等

項 目	○年度	前年度
発電電力量①		
調達価格②		
年間総収入③ = ① × ②		
支出④		
発電単価⑤ = ④ ÷ ①		
売上総利益⑥ = ③ - ④		
設備稼働率		
雇用人数		
稼働日数		

【収支等に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

2. 発電事業により得られた収入の農林漁業の発展に貢献する取組への活用に対する評価

収入を活用した取組の内容	充当額 (千円)	評 価
合 計		

3. 総合評価

・・

・。

※ 発電事業の収支が分かる資料の写し、発電事業により得られた収入を活用した取組の内容が分かる資料（写真、成果物等（写しで可））及び支出内容が分かる証拠書類の写し等を添付すること。



### 3. 投資効率の算定

(1) 年総効果額 (=年間総収入) ○○○千円

#### (2) 総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数①	工事費等②	年工事費等(減価額)③ = ② ÷ ①
計		④	⑤
総合耐用年数 = ④ ÷ ⑤		年	

(注) 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定めるところによる。

#### (3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位：千円)

名 称	廃用損失額
計	

#### (4) 経済効果総括表

区 分	算 式	数 値	備 考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
廃用損失額	⑤	千円	
妥当投資額	⑥ = ② ÷ ④ - ⑤	千円	
投資効率	⑦ = ⑥ ÷ ①		

(注) 1 還元率 =  $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ 、 $i=0.04$ (割引率)、 $n$ =総合耐用年数(※別表を参照)

2 総合耐用年数は小数点以下1桁、投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

(別表) 還元率一覧表

n	5	6	7	8	9	10
還元率	0.2246	0.1908	0.1666	0.1485	0.1345	0.1233
n	11	12	13	14	15	16
還元率	0.1142	0.1066	0.1001	0.0947	0.0899	0.0858
n	17	18	19	20	21	22
還元率	0.0822	0.0790	0.0761	0.0736	0.0713	0.0692
n	23	24	25	26	27	28
還元率	0.0673	0.0656	0.0640	0.0626	0.0612	0.0600
n	29	30	31	32	33	34
還元率	0.0589	0.0578	0.0569	0.0559	0.0551	0.0543
n	35	36	37	38	39	40
還元率	0.0536	0.0529	0.0522	0.0516	0.0511	0.0505
n	41	42	43	44	45	46
還元率	0.0500	0.0495	0.0491	0.0487	0.0483	0.0479
n	47	48	49	50	51	52
還元率	0.0475	0.0472	0.0469	0.0466	0.0463	0.0460
n	53	54	55	60	80	90
還元率	0.0457	0.0455	0.0452	0.0442	0.0418	0.0412

別記様式第 12 号（第 9 関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業収益納付報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5383 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の規定に基づき、下記のとおり納付したので報告する。

記

1. 収益納付対象期間  
平成○年○月○日～平成○年○月○日
2. 助成金の確定額 ○○○, ○○○円
3. 前年度までの収益納付額（累計） ○○○, ○○○円
4. 本年度収益納付額 ○○○, ○○○円

【納付額の算出根拠】

※納付額の算出の根拠となる計算式又は類する根拠を記載する。

別記様式第 13 号（第 9 関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業年間総収入減少  
状況報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成 25 年 3 月 1 日付け  
24 食産第 5395 号農林水産省食料産業局長通知）第 8 の 5 の規定に基づき、下記のとおり  
年間総収入の減少の状況を報告する。

記

1. 対象年度：平成○年度
2. 年間総収入額       ：○○○, ○○○円  
（年間総収入見込額：○○○, ○○○円）
3. 年間総収入が減少した理由  
.....のため。

別記様式第 14 号（第 10 関係）

番 号  
年 月 日

（事業実施主体） 殿

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業助成金返還命令書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業業務規程（平成 25 年 4 月 23 日付け 25 食流機構第 295 号）第 10 の 4（注 1）（注 2）の規定に基づき、下記のとおり助成金の返還を命ずる。

記

- |          |                |
|----------|----------------|
| 1. 返還額   | ○○○, ○○○, ○○○円 |
| 2. 返還の期限 | 平成○年○月○日       |
| 3. 振込先   | ○○○○○○         |

（注 1） 交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されている場合は、「第 10 の 5」とする。

（注 2） 業務規程第 10 の 2 の（5）の場合に交付決定を取り消し、助成金の返還を命じる場合は、「地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5383 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の（5）の③」とする。

別記様式第 15 号（第 10 関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業助成金返還報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業業務規程（平成 25 年 4 月 23 日付け 25 食流機構第 295 号）第 10 の 4（注 1）（注 2）の規定に基づき、下記のとおり助成金を返還したので報告する。

記

- |          |                |
|----------|----------------|
| 1. 助成金総額 | ○○○, ○○○, ○○○円 |
| 2. 返還額   | ○○○, ○○○, ○○○円 |
| 3. 助成金残額 | ○○○, ○○○, ○○○円 |

（注 1）交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されている場合は、「第 10 の 5」とする。

（注 2）業務規程第 10 の 2 の（5）の場合に交付決定を取り消され、助成金の返還を命じられた場合は、「地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5383 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の（5）の③」とする。

別記様式第 16 号（第 11 関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構  
会 長 ○○ ○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業で取得し、又は効用の増加した財産の増築（模様替え、移転、更新等）届

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業業務規程（平成 25 年 4 月 23 日付け 25 食流機構第 295 号）第 11 の 4 の規定に基づき、平成○年度において本事業で取得し、又は効用が増加した財産を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届出をする。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る財産の概要
  - (1) 地区名及び事業名
  - (2) 事業実施主体名
  - (3) 財産の所在地
  - (4) 財産の構造、規格、規模等
  - (5) 事業費
    - ア 助成金
    - イ その他の負担額
  - (6) 取得年月日

### 3 増築等の概要

#### (1) 増築等

(例) 増築 鉄骨スレート葺 〇〇m<sup>2</sup> 事業費 〇〇〇 千円  
増設 〇〇ライン 〇〇箱/日処理 事業費 〇〇〇 千円

#### (2) 事業費の負担区分

#### (3) 着工予定時期

#### (4) 増築等の効果

#### [添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し

別記様式第 17 号（第 12 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名								
事業 種類	事業の内容			工 期		経費の区分	処分制限期間		処分の状況		備考	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	耐用年数	処分制限 年月日	承 認 年月日		処分の内容
							円					
							円					
	計						円					
							円					
							円					
	計						円					
							円					
							円					
	計						円					
合 計							円					

- 注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先若しくは抵当権の設定権者の名称又は助成金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。